監査対象部局	瀬戸内市総合政策部企画振興課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 30 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等
		(通知を受けた日)
補助金等交付規則第12条では、補	平成 30 年度からは交付決定後の事業	措置済
助事業者は、交付決定に従い補助事	を対象とするよう要綱を改正し、補助	(H30.6.1)
業を行わなければならないとされ	事業者にも周知徹底し、改善していま	
ており、事業の実施は交付決定の通	す。	
知を受けた後に行わなければなら		
ないこととなっている。また、瀬戸		
内市協働の空き家活用補助事業実		
施要綱第9条では、補助申請に、改		
修等事業計画書や見積書、対象住宅		
の現況写真等を添えることが定め		
られており、これらに基づき市は補		
助の決定を行うこととなっている。		
さらに、瀬戸内市協働の空き家活用		
補助事業の申請の手引きでは、「手		
続きの流れ」において、決定通知が		
申請者になされ、申請者は、空き家		
の所有者又は居住者である実施主		
体にそのことを通知することとな		
っており、実施主体はその通知を受		
けて改修等に着手することが示さ		
れている。平成28年度の当該補助		
事業について監査したところ、交付		
決定の前に改修等に着手している		
ものが認められた。したがって、規		
則、要綱等に違反しているものと認		
められる。		

監査対象部局	瀬戸内市保健福祉部いきいき長寿課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成30年3月24日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等
		(通知を受けた日)
補助事業で整備したスプリンクラー	補助事業者、設計業者、工事施工業者に、	措置済
は、消火ポンプのアンカーボルトの設	アンカーボルトの取付工事は不適切で	(H30. 4. 13)
計等が適切でなかったため、地震時に	あり、再施工が必要であることを伝え、	
おいてスプリンクラーに消火用水を	補助事業者が平成30年3月15日に再工	
供給する機能の維持が確保されてお	事を行いました。同年3月20日、同事	
らず、適正を欠いていて是正する必要	業者から工事完了写真と引張検査の結	
があると認められる。	果が提出されたため、本市建築技師等に	
	チェックしてもらい、再工事の検査結果	
	が適正であることを確認しました。	
	なお、本件再工事に関し、市からの費用	
	の持ち出しは一切ありません。	